

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）議事録

■日時 平成30年5月21日（月）午前10時02分～午後0時00分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、奥委員、小堀委員、谷川委員、寺島委員、森川委員、
義江委員

■議事内容

審議

- (1) 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議
⇒ 生物・生態系、史跡文化財及び自然との触れ合い活動の場について審議を行った。

- (2) 「（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議
⇒ 日影及び景観について審議を行った。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第 2 回）

速 記 録

平成 30 年 5 月 21 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 10 時 02 分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会員 11 名のうち、8 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 それでは、始めます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審査会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の皆様、朝早くから御参集ありがとうございます。

傍聴案件が終了いたしましたら退席されて結構でございます。

それでは、ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議、「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議、その他となっております。

それでは、最初に、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議を行います。

初めに、生物・生態系について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。

それでは、お手元にごございますグレー色の冊子、こちらが特例環境配慮書ですので、こちらを使いながら説明をさせていただきます。

まず、本日の資料 1 ページ、資料 1-1 をご覧ください。

生物・生態系についてでございます。

特例環境配慮書の 319 ページをお願いいたします。

生物・生態系の現況調査でございます。

調査事項につきましては、陸上植物、陸上動物、生息（育）環境、緑の量などの生態系と合わせまして、何項目かございます。

320 ページをお願いいたします。

こちらが生物・生態系の調査地域でございます。

赤色の実線が計画道路、桃色の太線が道路拡幅に伴う改変部、緑色の太線が植物の調査範囲で、改変部の周辺約 100m、青色の太線が動物及び生態系の調査範囲で、改変部の周辺約 250m を調査範囲としてございます。桃色の改変部の北側は計画道路を挟みまして、団地や運動場、小学校などとなっておりますため、改変部の南側を調査範囲としてございます。また、その図の中にごございます▼が哺乳類のトラップを仕掛けた地点、青色の点線が鳥類のラインセンサスルート、☆が昆虫類のライトトラップ地点、□が昆虫類のベイトトラップ地点でございます。

続きまして、321 ページをお願いいたします。

調査方法についてでございます。

植物の現地調査方法は、表 10. 4-2 をご覧ください。植物相につきましては、土地利用を踏まえて、任意踏査、確認したシダ植物以上の高等植物について、種を確認し、植物目録を作成。注目される種については、確認地点、確認個体数及び生育状況等を記録してございます。植物群落につきましては、空中写真等の既存資料を整理、現地踏査及び群落組成調査により、現存植生図を作成、現地踏査は植物が繁茂し、階層構造や被度などが判別しやすい秋季に実施してございます。また、注目される植物群落につきましては、植物群落を既存資料の整理により把握、現地調査により生育状況を記録してございます。

続きまして、323 ページをお願いいたします。

表 10. 4-4 は陸上動物の現地調査方法でございます。

哺乳類はフィールドサイン調査、トラップ調査、夜間調査、鳥類はラインセンサス調査、任意観察、爬虫類・両生類は任意観察、昆虫類は任意観察、ライトトラップ調査、ベイトトラップ調査を行ってございます。なお、爬虫類・両生類、昆虫類については冬季調査を行ってございません。

325 ページをお願いいたします。

調査結果でございます。

まず、生物、陸上植物の状況、植物相についてでございますが、こちらは下の表 10. 4-6

に概要がございます。シダ植物は 22 種、被子植物で双子葉植物、離弁花類が 199 種、合弁花類が 108 種、単子葉植物が 105 種となっておりまして、植物合計 439 種が確認されてございます。

326 ページをお願いいたします。

こちらが注目される植物種の選定基準でございます。

1 が文化財保護法に基づく天然記念・特別天然記念物、2 が種の保存法に定められる希少な動植物、3 が環境省レッドリスト、4 が東京都のレッドリスト、5 が神奈川県レッドリストでございます。神奈川県のレッドリストが選定基準であるのは、調査範囲の一部が神奈川県域であるためでございます。

327 ページをお願いいたします。

こちらのページが注目される種の選定結果と確認状況でございます。

表 10.4-8 が注目される植物種の選定結果でございます。ホンモンジスゲとキンランの 2 種類が確認されてございます。ホンモンジスゲは東京都のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されてございまして、計画道路外、改変部外に 100 株確認されてございます。キンランは、国、東京都、神奈川県のレッドリストで絶滅Ⅱ類に指定されてございまして、計画道路外、改変部外の 3 地点で 5 株確認されてございます。なお、注目される種の確認位置についてでございますが、希少種保護の観点から非表示としてございます。

332 ページをお願いいたします。

注目される植物群落の選定結果と確認状況でございます。

クヌギ・コナラ群落が日本の重要な植物群落、それと神奈川県レッドリストに基づき選定されてございます。表 10.4-14 注目される植物群落の確認状況でございますが、右の 333 ページの図の深緑色の範囲での分布が確認されてございます。この群落は「黒川のコナラ雑木林」として、郷土景観を代表する植物群落としての指定を受けてございます。

続きまして、334 ページをお願いいたします。

陸上動物の状況についてでございます。

哺乳類は、表 10.4-15 のとおり 17 種類が確認されてございます。

335 ページをご覧ください。

こちらは確認した哺乳類の位置でございます。

桃色の線で囲まれた計画道路の改変部の範囲内で春季にヒナコウモリが確認されてございますが、改変部はヒナコウモリのすみかとなる樹洞や家屋はなく、大きな影響はないという

ことでございます。

336 ページをお願いします。

こちらにございますとおり、哺乳類については、注目される動物の選定基準に基づいて選定した結果、注目される哺乳類はなしとなっております。

338 ページをお願いいたします。

鳥類は、表 10.4-17 にございますとおり、30 種類が確認されてございます。

339 ページをお願いいたします。

注目される鳥類についてでございますが、注目される動物の選定基準に基づき選定した結果、表 10.4-18 にございますとおり、4 目 7 科 8 種が選定されてございます。このうち、1 番のツミと 2 番のハイタカは、非繁殖期の希少種とされてございまして、ツミは秋に 1 個体、ハイタカは冬に 1 個体がそれぞれ改変部外で確認されてございます。

340 ページ、図 10.4-5 をお願いいたします。

こちらの図にございますとおり、いずれも桃色の線、計画道路の改変部外で確認されてございます。

343 ページをお願いいたします。

爬虫類・両生類についてでございますが、爬虫類は表 10.4-20 のとおり 6 種類が、両生類は表 10.4-21 のとおり 3 種類が確認されてございます。

344 ページをお願いいたします。

注目される爬虫類・両生類についてでございますが、注目される動物の選定基準に基づき、選定した結果、爬虫類は表 10.4-22 のとおり 5 種、両生類は表 10.4-23 のとおり 3 種が確認されてございます。

右の 345 ページをお願いいたします。

こちらの図にもございますとおり、注目される爬虫類・両生類ともに桃色の線、計画道路の改変部の外で確認されてございます。

349 ページをお願いいたします。

昆虫類についてでございますが、表 10.4-25 にございますとおり、492 種が確認されてございます。

350 ページをお願いいたします。

注目される昆虫類についてでございますが、注目される動物の選定基準に基づき選定した結果、表 10.4-26 のとおり、10 種がございまして、

右の 351 ページをお願いいたします。

図にございますとおり、ショウリョウバッタモドキが桃色の線の改変部で確認されたほかは、全て改変部外で確認されてございます。改変部で確認されたショウリョウバッタモドキは、秋に 3 個体確認されてございますが、計画道路の改変部外でも確認されてございます。

355 ページをお願いいたします。

生息（育）環境のうち、植物群落の状況についてですが、330 ページをお願いいたします。

改変部周辺 100m では、木本群落としてクヌギ・コナラ群落、モウソウチク・マダケ植林、草本群落として、ススキ群落、セイダカアワダチソウ群落及びメヒシバ・エノコログサ群落を確認。改変部では、モウソウチク・マダケ植林、外来種が混生するススキ群落やセイダカアワダチソウ群落等の人為的な影響が強い群落を確認してございます。

355 ページにお戻りください。

緑被率についてでございますが、表 10. 4-28 に示すとおり、改変部及びその周囲 100m での現存植生図の全体面積 4. 21ha のうち、緑被面積は 3. 32ha、緑被率は約 78. 8%。計画道路の改変部にかかる緑被部分は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林が 0. 13ha、3. 1%、ススキ群落が 0. 12ha、2. 9%、及びセイダカアワダチソウ群落が 0. 06ha、1. 4%で、その他の植生に変化はございません。

356 ページをお願いいたします。

緑の体積についてですが、表 10. 4-29 に示すとおり、改変部及びその周辺 100m の現存植生図に基づく緑の体積 24. 45 万 m³ のうち、最も体積の大きい緑被区分はクヌギ・コナラ群落約 21. 60 万 m³、次いでモウソウチク・マダケ植林約 1. 82 万 m³で、その他の緑被区分はそれぞれ 1 万 m³ 未満。計画道路の改変部にかかる緑の体積は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林が 0. 91 万 m³、ススキ群落が 0. 16 万 m³ 及びセイダカアワダチソウ群落が 0. 07 万 m³で、その他の植生に変化はございません。

361 ページをお願いいたします。

生態系の現況調査の結果でございますが、環境類型区分は表 10. 4-30 にございますとおり、樹林、草地、湿生地、市街地の 4 区分に区分されてございます。

続く 362 ページをお願いいたします。

こちらの環境類型区分図が 4 区分の分布でございます。

各区分の割合としては、緑色の樹林が 59. 2%、茶色の草地が 25. 9%、青色の湿生地が 0. 9%、グレー色の市街地が 14% となっております。

365 ページをお願いいたします。

こちらの図 10. 4-11 が生態系食物連鎖模式図でございます。

まず、生産者である植物の記載が図の下のほうにございまして、その上に一次消費者である昆虫類、それから中位、上位と爬虫類や両生類などの小型動物、鳥類、哺乳類と食物連鎖生態系を形づくっているところでございます。

366 ページをお願いいたします。

こちらが注目される種及び群集についてですが、生態系の予測をするに当たって注目される種、群集を選定してございます。表 10. 4-32 にございます上位性、典型性、特殊性に基づいて選定した結果が表 10. 4-33 にあるとおりでございまして、上位性としてはタヌキ、典型性としてはアオオサムシ、ツバメシジミ、ヤマトシジミ、特殊性としてはニホンアマガエルを抽出してございます。

368 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、工事の完了後、生物については、植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度、動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度など 4 事項でございます。生態系については、生態系の変化の内容及びその程度でございます。

予測の対象時点としましては、計画道路の工事の完了後一定期間を置いた時期としてございます。

予測地域につきましては、生物は、現況調査と同様に、植物相及び植物群落、生息（育）環境及び緑の量については改変部から 100m、動物相及び動物群集については改変部から 250m としてございます。予測地域は、諏訪・永山区間に該当するものでございます。生態系も現況調査と同様にしてございます。予測地域は、諏訪・永山区間に該当するものでございます。

予測方法につきましては、生物は、事業計画をもとに、植物相及び植物群落、動物相及び動物群集、生息（育）環境及び緑の量の変化の内容及びその程度を把握し、陸上動物、現地調査で確認された注目される種等の分布状況と、予測対象時点における計画道路を重ね合わせることにより予測。生態系は、事業計画をもとに、362 ページの環境類型区分図と計画道路を重ね合わせ、各類型区分を代表する生物種の生態を踏まえ、陸域生態系の変化の程度を把握して予測してございます。

369 ページをお願いいたします。

予測結果でございます。

文章の部分は評価のところとかぶる部分もございますので、評価で説明させていただき、定量的に予測した部分を中心に説明させていただきます。

現存する植物相及び植物群落の多様性についてでございますが、諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに、植物群落の改変の程度は表 10.4-34 に示すとおりで、計画道路により改変される樹林は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部が 0.13ha、構成比率にしまして約 3% の減、草地では外来種の混生したススキ群落 0.12ha、構成比率約 2.8% の減やセイタカアワダチソウ群落が 0.06ha、構成比率約 1.5% の減でございますして、計画道路により全てが消失する植物群落はございません。

注目される種及び植物群落についてでございますが、370 ページの表 10.4-35 をご覧ください。

ホンモンジスゲは、春季にクヌギ・コナラ群落の林内で 1 地点に約 100 株を確認し、開花も確認。計画道路により改変される個体はございません。キンランは、春季にクヌギ・コナラ群落の林内で 3 地点で計 5 株を確認し、開花、結実も確認。計画道路により改変される個体はございません。クヌギ・コナラ群落は、予測地域では南側の丘陵地上部斜面にクヌギ・コナラ群落が分布してございまして、計画道路により改変される群落はございません。

続きまして、現存する動物相及び動物群集の多様性についてですが、諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに、計画道路による改変で全てが消失する植物群落はなく、計画道路により改変される樹林は植栽由来のモウソウチク・マダケ植林で、クヌギ・コナラ群落の改変ではございません。計画道路により改変される草本群落は外来種の混生したススキ群落やセイタカアワダチソウ群落でございます。

さらに、予測地域は、計画道路の南側に広がる緑の分布の中では、北端の小規模な範囲で、計画道路による改変が計画道路周辺を含めた動物相及び動物群集へ及ぼす影響は小さく限定的としてございます。車道の両側に高木・低木の植樹帯を設置するほか、新たに出現する中央帯・分離帯も可能な限り緑化することによりまして、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めるとしてございます。

以上のことから、動物相及び動物群集の生息基盤に大きな変化はなく、動物相及び動物群集の多様性への影響は小さいと予測してございます。

371 ページをお願いいたします。

注目される種の変化の内容及びその程度は表 10.4-36(1)から表 10.4-36(5)までに示すとおりでございます。

375 ページをお願いいたします。

生息（育）環境の変化の内容及びその程度についてでございますが、諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに工事の施行に伴い減少する生息（育）環境は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部が現況約 0.26ha から、工事の完了後約 0.13ha へ減少、外来種の混生したススキ群落は現況約 0.28ha から、工事の完了後約 0.16ha へ減少、セイタカアワダチソウ群落、現況約 0.09ha から、工事の完了後約 0.03ha へ減少。クヌギ・コナラ群落の改変はなく、工事の完了後も周辺に同様の環境が残存。

さらに、予測地域は、計画道路の南側に広がる緑の分布の中では、北端の小規模の範囲で計画道路による改変が計画道路周辺を含めた動物相及び動物群集へ及ぼす影響は小さく限定的。車道の両側に高木・低木の植樹帯を設置するほか、新たに出現する中央帯・分離帯も可能な限り緑化することにより、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めるとしてございます。

以上のことから、工事の完了後における生息（育）環境への影響は小さいと予測してございます。

続きまして、376 ページをお願いいたします。

緑の量の変化の内容及びその程度ですが、表は緑被率の変化の程度の表となっております。計画道路による緑被率の減少の程度は約 0.31ha で、緑被率として約 7.3%減少しますが、車道の両側に植樹帯を設置するほか、新たに出現する中央帯・分離帯も可能な限り緑化することで、緑被率の確保に努めるとしてございます。緑被率に大きな変化はなく、緑の量及びその内容への影響は小さいと予測してございます。

377 ページ、こちらが緑の体積でございます。

計画道路により減少する木本群落は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部、現況約 1.82 万 m³ から、工事の完了後約 0.91 万 m³、計画道路により減少する草本群落は、外来種の混生したススキ群落、現況約 0.36 万 m³ から、工事の完了後約 0.20 万 m³ へ減少、セイタカアワダチソウ群落、現況約 0.11 万 m³ から、工事の完了後約 0.04 万 m³ へ減少、緑の体積の合計の変化の程度は、約 1.14 万 m³ の減、緑被率として約 4.7%は減少いたしますが、車道の両側に植樹帯を設置するほか、新たに出現する中央帯・分離帯も可能な限り緑化することにより、緑の体積の確保に努めるとしてございまして、緑の体積に大きな変化はなく、影響を受ける群落も外来種の混生したものが主であることから、緑の量及びその内容への影響は小さいと予測してございます。

378 ページをお願いいたします。

378 ページ～381 ページにかけては、生態系の予測についてでございますが、378 ページの緑の連続性、それから 379 ページの環境類型区分、それから 380 ページの環境類型区分を代表する種及び群集、いずれも予測地域は計画道路の南側に広がる緑の分布の中では、北端の小規模な範囲で、計画道路による改変が周辺の緑の連続性へ及ぼす影響は小さく限定的としてございます。諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに予測地域における計画道路は車道の両側に植樹帯を設置するなど、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めるとしてございまして、工事の完了後における影響は小さいと予測してございます。

381 ページをお願いいたします。

生物の相互関係についてでございます。

下段のところの、工事の施行に伴って影響を受ける場所は植栽由来のモウソウチク・マダケ植林や外来種の混生するススキ群落やセイタカアワダチソウ群落等の人為的な影響が強い植物群落で、周辺にも同様な環境が存在してございます。工事の完了後において、環境類型の消失や食物連鎖の大きな分断がないことから、生物の相互関係への影響は小さいと予測してございます。

382 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置としまして、繰り返しになりますが、予測地域は計画道路の南側に広がる緑の分布の中で北端の小規模な範囲で、計画道路による改変が周辺の緑の連続性等へ及ぼす影響は小さく限定的としてございます。車道の両側に植樹帯を設置するほか、新たに出現する中央帯・分離帯も可能な限り緑化、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めるとしてございます。また、改変部の「よこやまの道」の代替路について、道幅は動物の移動経路を現状程度に維持するため、道幅を現在の「よこやまの道」と同程度の道幅とし、舗装については、アスファルト・コンクリート等に一樣に舗装することを避け、土系舗装とすることとしてございます。生息環境への配慮として、周辺環境を参考にし、照明や長い側溝、極端な勾配の構造物の設置等を避けるように努めるとしてございます。

予測に反映しなかった措置としましては、工事の施行に当たっては、計画道路に隣接する土地に生育する植物の注目される種等を踏み荒らしたり、誤って抜き取ったりしないように工事関係者に周知徹底するとしてございます。

右の 383 ページをお願いします。

評価についてでございます。

評価の指標は、工事の完了後における生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこととしてございます。

環境影響の程度は、諏訪永山 A 案、B 案共通で、最初に植物相及び植物群落についてでございますが、予測地域において、注目される植物であるホンモンジスゲ、キンラン及び注目される植物群落のクヌギ・コナラ群落を確認しましたが、計画道路の改変部にこれらの植物及び植物群落の生育はなく、ホンモンジスゲ及びキンランの生育環境である樹林の改変は植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部等にとどまり、クヌギ・コナラ群落の改変はなく、改変部の周辺には現況と同様な環境の樹林が現存してございます。以上のことから、植物相及び植物群落の多様性への影響は小さいと予測してございます。

次に、動物相及び動物群集についてでございますが、予測地域において注目される種として、鳥類 4 目 7 科 8 種、爬虫類 1 目 4 科 5 種、両生類 1 目 3 科 3 種、昆虫類 6 目 9 科 10 種を確認、動物の生基盤としては、樹林、草地、湿生地があり、計画道路の改変部の工事によって予測地域の樹林の約 0.13ha、割合にしまして約 0.9%、草地の約 0.18ha、約 1.2%が減少、改変部の周辺には現況と同様な環境の樹林や草地が現存。以上のことから、動物相及び動物群集の多様性、注目される動物への影響は小さいと予測してございます。

次に、生息（育）環境についてでございます。予測地域の動物・植物の生息（育）環境に関して、植生の現況はクヌギ・コナラ群落、モウソウチク・マダケ植林、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、メヒシバ・エノコログサ群落、畑及び植栽樹群等となっております。計画道路の改変部へ分布する植物群落は植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部や外来種の混生するススキ群落及びセイタカアワダチソウ群落等の人為的な影響が強い植生。改変により全てが消失する植生はなく、また、クヌギ・コナラ群落の改変はなく、工事の完了後も周辺に同様な環境が残存。以上のことから、動物・植物の生息（育）環境への影響は小さいと予測してございます。

続きまして、緑の量についてでございますが、予測地域における緑地面積は、現況の約 3.32ha から、工事完了後の約 3.01ha と、約 0.31ha、割合にしまして約 7.3%が減少、緑の体積は、現況の約 22.45 万 m³ から、工事完了後の約 23.31 万 m³ と、約 1.14 万 m³、約 4.7%減少いたしますが、車道の両側に植樹帯を設置する等、緑の量の確保に努めることから、緑の量への影響は小さいと予測してございます。

続きまして、生態系についてでございます。予測地域において、現況の環境類型は、樹林

が約 8.87ha、草地在約 3.88ha、工事完了後は、樹林が約 8.74ha、約 0.13ha 減少、草地在約 3.70ha、約 0.18ha 現象となり、湿生地は計画道路から離れており改変されません。改変部の周辺には現況と同様な環境の樹林や草地在現存、予測地域は計画道路の南側に広がる緑の分布の中では北端の小規模な範囲で、計画道路による改変や周辺の緑との連続性等へ及ぼす影響は小さく限定的。さらに、車道の両側に植樹帯を設置する等、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めることから、生態系への影響は小さいと予測してございます。

評価の指標とした生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないことを満足してございます。

384 ページをお願いいたします。

環境配慮目標の達成の程度についてでございます。

予測地域については、諏訪永山 A 案、B 案共通、車道北側の歩道、植樹帯などの幅、車道南側の歩道、植樹帯の幅、副道の有無が A 案、B 案で異なりますが、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めるということ、「よこやまの道」への環境配慮として、施工範囲を最小化、供用時の代替路が土系舗装を用いることは A 案、B 案共通でございます。

本日の資料 1 ページ、資料 1-1 にお戻りください。

都民等の意見はございませんでした。

関係市長等の意見は、2 ページをご覧ください。

多摩市長からの御意見として、

多摩市では、平成 29 年 8 月に「多摩市生物多様性ガイドライン」を策定し、「都市での暮らし」を前提に「もっと多摩の自然を楽しもう」、「様々な生き物と共存」を基本的な考え方として定めています。

今後、計画を進める中で、「多摩市生物多様性ガイドライン」を踏まえ、現状の生態系の保全や、周囲の自然環境への影響を少なくするなど、生物多様性や自然環境の保全に配慮していただきたい。

という意見をいただいております。

それから、稲城市長、それから町田市長、川崎市長については、意見はございませんでした。

資料 1 ページにお戻りください。

これらを踏まえまして、以上を踏まえまして、小堀委員に項目検討をお願いしました結果、御意見なしということでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の小堀委員、何か補足することがございましたら、お願いいたします。

○小堀委員 今回の案件は、改変する部分というのが大変少ないということがあるので、大局的な意味では影響は少ないと判断をしましたが、ちょっと懸念することもあります。

それは、例えば、キンランというのは、環境省のレッドリスト、それから東京都、神奈川県、いずれも入っているんですが、5株しかないというので、それがクヌギ・コナラ群落の林床に生えていて、これは日が当たらないと消失してしまうんですね。ですから、従来はクヌギ・コナラというのは薪炭林のために人が管理をして、それで一定の薪炭として、炭として利用する、20年ぐらいたつと、切って、それから、切り株から新しく芽が出てというようなことで、絶えず林床を掃いたりというようなことで、管理をすることによって初めて生息が可能になった。今は、これは全ての説明が、改変しないから大丈夫なんです、大丈夫なんです。その点はそうなんですけれども、キンランについて言うと、5株しかない。それから、そういう、今、本当にいろいろな、これも従来は里山の管理というのがされていたと思うんですけれども、そういうのが人手が足りない、それから里山としての経済的な価値がなくなる、失われる中で、やっぱり、こういうクヌギ・コナラ、薪炭林というのが管理されないことによる人手不足によって、そういう絶滅危惧種が減っている、そういう意味では、この5株というのは、将来これは多分消失するのではないかなと。

ですから、本来、緑を新たに植えるからとか、それから特に改変はないからいいという、生態学的な視点から考えると、本当はそれだけでは不十分で、むしろ、していただきたいのは、こういうものを残すということに、もうちょっと力を入れるということであれば、そういうキンランがある部分だけでも、そういう人為的な管理、今、人を、そういう意味ではクヌギ・コナラもエネルギー源として使って、人間が植えたものですよ、そういうものを利用するからこそ、林床にも、さっき言ったように、そういうものが失われることによる絶滅危惧種の消失を避けようとしたら、やっぱり、そういう一番大事な、実は、そういう管理なんですよね。

それからもう一つ、ここは特徴的なのは、モウソウチク類とマダケを植林をした、これも人が使う経済的価値があったからかつて植えたんだと思うんですね。モウソウチク類はタケノコを食べる、それから、マダケは竹細工ですね、ほとんどのそういう、落ち葉とかいろいろ、背負いかごとか、それからざるなんていうのはほとんど竹製品でマダケを使っていた。

長くなって恐縮です。

そういう意味で、これも利用価値がなくなって、マダケは、モウソウチクはもう本当にいろいろなところ、多摩丘陵でも丘陵の上まで上がってしまっています。ですから、これを何も管理をしなければ、いずれモウソウチク林がかなりのものを占める、そういうようなこともあると思いますので。それから、外来種が多くなっている、セイタカアワダチソウ、それからススキ群落もかなりの外来種が侵入しているというのは、これはいずれも人の手がかからないことによって変化する。自然の場合は、絶えず遷移があります。それは人間が管理することによって自然の動植物の変化をとめていたわけですよ。それをしないということになってくると、本当に生き物、貴重なものを守ろうとすると、そういうところでいかに人間が、では経済的でないと、価値がないところで、誰がどうやって守るのかということで問題になってきまして、そういうところの配慮がない限り、絶滅危惧種はこれだけあります、それに影響しないからいいんですと言われると、私としては、果たしてそれでいいのかなという疑問があります。

そういう全般的な私の意見ですが、ここへ特に今回反映してくれという意味ではなくて、大丈夫なんですよと言われると、本当にそうかなという大きな疑問があるということです。

ちょっと長くなりました。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。貴重な御意見で、参考になるかと思います。

事務局、何かございますか、今の御意見に対して。よろしいですか。

それでは、委員の皆様、何か御意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷川委員、お願いします。

○谷川委員 ちょっと図書の読み方を教えていただきたいんですけども。

383 ページと 384 ページになんですが、まず、383 のところなんですけれども、こちら、評価結果が示されていますが、その前にある特定のエリアでいろいろ調べられた結果だと思うんですけども、この A 案、B 案のところは、この調べたところというのは全く同じで、やり方としては A 案、B 案の違いはないということで、まずよろしいかと思うんですね。そうしますと、多分 A 案、B 案、もう同じ方法で、違いがないという理解で、私いるんですけども、そうすると、ここの横棒の評価というのはおかしくて、全く同じところで、A 案、B 案ともにこうなっていますということで、その前に記述されていますので、もともと、A 案、B 案は違いがないんじゃないかと、評価エリアの使い方。まず、そこ一点お伺いしたいと思

っておるんですけれども。

○町田部会長 はい、お願いします。

○森本アセスメント担当課長 A案、B案ともに、道路の部分に、中央に集約するか、あるいは南側に、その車道の南側に集約するかという、構造の部分が違うということでございます。

○谷川委員 ですから、今回、手を加えて、自然に少し開発する行為をするところというのは、全くA案、B案というのは変わらないわけですよ。だとすると、この書き方、A案、B案ともというよりも、A案、B案は全く同じなんだよという、そういう書き方のほうが、多分この図書を見るときに理解しやすいのかなと思いました。そういうことで、評価をしたエリアでの結果は383ページのところになりますよということですので、この評価、これまでのA案、B案の比較結果だからしょうがないのかもしれないかもしれませんが、そこに全部横棒が書いてあって、ほとんど差がありませんじゃなくて、全く同じですということだと思われまので、その辺の工夫はしてほしかったなというところですね。

それから、あと、隣の384ページのところについては、評価をした以外の開発行為が入るエリアについては全く同じなだけけれども、ほかのエリアのところでは集約をするやり方によって若干違いが出てきますよということで、そういう横棒というのが理解はできるんですけども、この383と384の使い分けをきちっとしないと、読み手にとってみれば、非常にわかりにくいかなというところを指摘させていただきます。

○町田部会長 ありがとうございます。何か御意見ございますか。

○森本アセスメント担当課長 御指摘の点については事業者のほうに伝えます。

○谷川委員 要は同じですよということで、評価した範囲は全く同じだということ。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○町田部会長 ぜひ、わかりやすい表記をしていただければと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見はないようでございますので、生物・生態系につきましては、「意見なし」といたします。

次に、史跡・文化財について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 わかりました。

それでは、本日の資料、3ページをお願いいたします。

資料 1-2、史跡・文化財でございます。

特例環境配慮書の 437 ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項についてでございますが、埋蔵文化財包蔵地の状況、法令による基準等の 2 項目でございます。

438 ページをお願いいたします。

こちらの図は計画道路が通過・近接する埋蔵文化財包蔵地でございます。濃い桃色が計画道路が通過する埋蔵文化財包蔵地、薄い桃色が計画道路が近接する埋蔵文化財包蔵地でございます。

439 ページをお願いいたします。

表 10. 8-1 が計画道路に係る埋蔵文化財包蔵地の内訳でございます。計画道路が通過する遺跡が表にございますとおり、8 つ、それから計画道路に近接する遺跡が 3 つ、表に記載のとおりでございます。遺跡の概要、時代など詳細につきましては表をご覧くださいと存じます。

440 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度でございます。

予測の対象時点は、工事の施行中でございます。

予測地域は、現況調査と同様、計画道路の標準区間及び諏訪・永山区間に該当してございます。

予測方法は、埋蔵文化財包蔵地の分布図と計画道路とを重ね合わせる方法で実施してございます。

予測結果についてでございますが、計画道路の標準区間は、多摩ニュータウン遺跡 No. 44、56、761、762 遺跡の 4 カ所の埋蔵文化財を通過するほか、多摩ニュータウン No. 87 遺跡の 1 カ所に近接。また、計画道路の諏訪・永山区間は、多摩ニュータウン遺跡 No. 46、47、790 遺跡及び麻生区 No. 103 の 4 カ所の埋蔵文化財を通過、多摩ニュータウン遺跡 No. 789 遺跡及び麻生区 No. 137、黒川地区 No. 13 遺跡の 2 カ所に近接してございます。工事に先立ち、文化財保護法及び東京都の条例に基づき、必要な届け出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行う等の適切な措置を講じるとしてございます。工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告、関係法令に基づき適切な処置を講じるとしてございます。以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程

度は小さいと予測してございます。

環境保全のための措置につきましては、工事の施行中における史跡・文化財への影響を最小限にとどめるため、予測に反映した措置として、工事に先立ち、文化財保護法及び東京都の条例に基づき、必要な届け出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行う等の適切な措置を講じること。工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合は、速やかに都教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じるとしてございます。

441 ページをお願いいたします。

評価でございます。

評価の指標は、文化財保護法等に定める規定を遵守し、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の影響を低減することとしてございます。

評価の結果でございます。

工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地改変の程度につきましては、標準区間、諏訪永山 A 案、B 案ともに、工事に先立ち、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、必要な届け出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行う等の適切な措置を講じ、影響の低減を図ること。工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な処置を講じることから、評価の指標とした文化財保護法等に定める規定を遵守することを満足するものとしてございます。

本日の資料 3 ページにお戻りください。

都民等の主な意見は、4 ページをご覧ください。

都民等の主な意見としては、3 点ございまして、1 つ目に、諏訪南公園の南方の「多摩よこやまの道」内「防人見返りの峠」の歴史的な裏づけを将来に確定し得る律令時代ごろの「推定・古代東海道」遺構ルート内に計画地がわずかながらかかっていることから、破壊される前に、試掘、本発掘など、埋蔵文化財調査をお願いいたしますということ。2 つ目に、推定・古代東海道跡の埋蔵が推定される部分、または遺存が推定される部分のごく一部は都により過去に試掘調査されたこともありましたが、調査地点の設定が最適地ではなく、調査範囲には、実地に立った専門的な見解が必要で、今回の道路開発部分の一部がかかる土手部分から平坦部分へかけての試掘調査等が必要かと思われるということ。3 つ目に、調査の際には、「多摩よこやまの道」に関わる古代東海道の推定路を長年研究し、「多摩よこやまの道」の歴史監修を担当した、当会代表者にぜひ相談して進めていただきたいということでございます。

関係市長等の意見としましては、多摩市、稲城市、町田市の 3 市の市長からは御意見はご

ざいませんで、川崎市長からは、

予測結果では、埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、必要な届け出や協議を都や市の教育委員会に行う等の適切な措置を講じるとしているが、当市域における遺跡の取り扱いについては、神奈川県教育委員会と協議する必要がある。

という御意見をいただいております。

3 ページにお戻りください。

これらを踏まえまして、寺島委員に項目検討をお願いしました結果、御意見なしということでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、寺島委員、補足事項がございましたら、お願いします。

○寺島委員 東京都あるいは多摩市の教育委員会と事前に十分に協議すると書いてあるので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

都民の意見にある古道につきましては、一般的に工事の進行中に新しい遺跡を見つけたら、調査するということなんでしょうけれども、住居跡とか、そういうものと違ひまして、非常にわかりにくい、物がそれほど出るとは思ひませんので、前もって十分に、どういふものが出たら道なのか、そういうことを教育委員会の方に伺って、すり合わせをきちっとやって工事をやってください。そうしないと、一発でそういう痕跡はなくなってしまうので、ぜひよろしく、十分に、住民の方、非常に研究をされて、思ひ入れも強いと思ひますので、十分にその意思を尊重してやっていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○町田部会長 はい、ありがとうございます。

何か事務局ございますか、今の御意見に対して。

○森本アセスメント担当課長 今、寺島委員からいただきました事項につきましては、事業者には教育委員会等と事前協議を入念に行って進めていただきますよう伝えていきたいと思ひます。

○町田部会長 はい、よろしくお願ひいたします。

ほかに委員の皆様方から御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、史跡・文化財につきましては、「意見なし」といたします。

次に、自然との触れ合い活動の場について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。

本日の資料 5 ページをお願いいたします。

資料 1-3、自然との触れ合い活動の場でございます。

特例環境配慮書の 443 ページをお願いいたします。

自然との触れ合い活動の場の現況調査でございます。

調査事項につきましては、主要な自然との触れ合い活動の場の状況、自然との触れ合い活動の場に係る計画等の 5 項目でございます。

調査地域につきましては、444 ページの図 10.9-1 に示す計画道路の改変部付近としてございます。

444 ページをお願いいたします。

図の桃色の範囲が計画道路の改変部、紫色の線が自然との触れ合い活動の場である「よこやまの道」、現地調査地域でございます。改変部が「よこやまの道」と重複する区間は約 100m でございます。自然との触れ合い活動の場の状況は、445 ページ～447 ページの写真、10.9-1～10.9-6 までに示すとおりでございます。

448 ページをお願いいたします。

調査結果でございます。自然との触れ合い活動の場である「よこやまの道」における利用状況調査結果は、下の表 10.9-2(1)及び表 10.9-2(2)に、利用状況調査写真は、表 10.9-3(1)から表 10.9-3(8)、449 ページ～456 ページまでに示すとおりでございます。

利用状況調査の結果、平日と休日の利用者数は、冬季は平日は 34 名、休日は 33 名とほぼ同程度で、春季から秋季までは休日が多い結果となっております。年齢層は、平日と休日を合わせますと、幼児から 70 代まで幅広い年代の方に御利用いただいております。散策、ウォーキング、ランニング、犬の散歩、自転車及び畑仕事などの利用がございます。

449 ページをお願いいたします。

こちらが冬の平日の利用状況の写真でございます。

続きまして、450 ページをお願いいたします。

こちらが春の平日の利用状況の写真でございます。

右側 451 ページが夏の平日の利用状況の写真でございます。

続きまして、452 ページ、こちらが秋の平日の利用状況の写真でございます。

右側 453 ページは、冬の、今度は休日の利用状況の写真でございます。

続きまして、454 ページは、春の休日の利用状況の写真でございます。

右側、455 ページは、夏の休日の利用状況の写真でございます。

続きまして、456 ページ、こちらが秋の休日の利用状況の写真でございます。

445 ページへお戻りください。

下の写真 10.9-2 ですが、こちらが計画道路の改変部東側の、現道から「よこやまの道」までの利用経路でございます。

446 ページをお願いいたします。

こちらの上の写真 10.9-3、こちらの写真が改変部の既設擁壁脇の、現道から「よこやまの道」までの利用経路でございます。

右の 447 ページの下の写真 10.9-6 が改変部より西側、現道から「よこやまの道」までの利用経路でございます。

457 ページをお願いいたします。

自然との触れ合い活動の場に係る計画等についてでございますが、「よこやまの道」は、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」によりまして、13 自治体をつなぐ緑と水の輪「多摩・三浦丘陵広域連携トレイル」の一部とされておりまして、毎年、春と秋の 2 回、多摩市及び多摩市商工会議所ほかが後援して「よこやまの道」を歩くウォーキング・フェスティバルが開催されてございます。また、「美しい日本の歩きたくなる道 500 選」及び「新日本歩く道紀行『歴史の道』100 選」にも認定されてございます。

さらに、法令による基準等においては、「よこやまの道」の改変部には、神奈川県条例に基づく神奈川県里地里山保全等地域の「川崎市 黒川」が指定され、里地里山活動協定が定められてございます。改変部は、「川崎市 黒川」の北端のわずかな範囲でございまして、「川崎市 黒川」の里地里山活動等に大きな影響を与えることはございません。都市緑地法に基づく「川崎市特別緑地保全地区」は、調査地域周辺に複数存在しますが、計画道路の改変部にはかかることはなく、計画道路及び周辺に、自然公園法により指定される公園等はございません。

458 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、3 点でございます。

1 つ目に、自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度、2 つ目に、自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度、3 つ目に、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度でございます。

予測の対象時点としましては、計画道路の工事の施行中及び完了後でございます。

予測地域は、調査地域と同様に、計画道路の改変部付近で、改変部が「よこやまの道」と重複する区間の延長は約 100m ございまして、予測方法は、「よこやまの道」の位置と計画道路の改変部を重ね合わせる方法で行ってございます。

予測結果についてですが、まず、工事の施行中についてです。諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに、工事の施行に伴い、「よこやまの道」の一部が拡幅工事により改変されることから、予測事項に影響を及ぼす可能性が考えられます。工事の施行中は、改変部において利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保。改変部外の「防人見返りの峠」等は現状のまま改変されません。「よこやまの道」の一部が計画道路の拡幅工事により改変されますが、改変部に利用者の安全に配慮した迂回路を確保することから、自然との触れ合い活動の場の消滅はなく、改変の程度については、「よこやまの道」の延長約 10km に対して 100m 程度であること、及び迂回路の確保により影響は小さいと予測してございます。工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度への影響は小さいと予測してございます。「よこやまの道」への影響が小さいことから、「よこやまの道」が含まれる「多摩・三浦丘陵広域連携トレイル」への影響も小さいと予測してございます。

予測事項 2 つ目の自然との触れ合い活動の場の持つ機能については、改変部に利用者の安全に配慮した迂回路を確保、改変部外の「防人見返りの峠」等は改変されないことから、現況で確認されている散策、ランニング、自転車、犬の散歩等の利用は可能であり、工事の施行に伴う影響は小さいと予測いたします。

改変部周辺の現道から自然との触れ合い活動の場までの利用経路は、改変部の東側の利用経路、改変部の既設擁壁脇からの利用経路及び改変部より西側の利用経路がございまして、改変部の既設擁壁脇からの利用経路はなくなりますが、迂回路及び改変部の東側からの利用経路を確保、改変部より西側の利用経路は改変されないことから、3 つ目の予測事項である自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は小さいと予測してございます。

次に、工事の完了後についてでございます。

諏訪・永山区間の A 案、B 案ともに「よこやまの道」の一部が計画道路の拡幅工事により

改変されることから、予測事項に影響を及ぼす可能性が考えられます。工事の完了後は、460ページ、こちらの図にございますとおり、計画道路の南端部に「よこやまの道」の代替路を約100m整備。代替路には土系舗装を行うとともに、景観に配慮した柵を設置。改変部外の「防人見返りの峠」等は現状のまま改変されません。

1 つ目の予測事項の自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度については、「よこやまの道」の一部が計画道路の拡幅工事により改変、改変部に、先ほど申し上げました代替路を整備することから、自然との触れ合い活動の場の消滅はございません。改変の程度につきましては、「よこやまの道」の延長約10kmに対して100m程度であること、及び土系舗装や景観に配慮した柵を設置した代替路を整備することから、影響は小さいと予測。よって、工事の完了後の自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度への影響は小さいと予測してございます。なお、「よこやまの道」への影響は小さいことから、「よこやまの道」が含まれる「多摩・三浦丘陵広域連携トレイル」への影響も小さいと予測するものでございます。

2 つ目の予測事項の自然との触れ合い活動の場の持つ機能につきましては、改変部に土系舗装や景観に配慮した柵を設置した代替路を整備すること、改変部外の「防人見返りの峠」等は改変されないことから、散策、ランニング、自転車、犬の散歩等の利用は可能であり、工事の完了後の自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度は小さいと予測してございます。

3 つ目の予測事項の計画道路から自然との触れ合い活動の場の利用経路としましては、改変部の東側の利用経路、改変部の既設擁壁脇からの利用経路、及び改変部より西側からの利用経路が、改変部の既設擁壁脇からの利用経路はなくなりますが、先ほど説明申し上げました代替路及び東側からの利用経路を整備すること及び改変部より西側の利用経路は改変されないことから、工事完了後の自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は小さいと予測してございます。

460ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

工事の施行中につきましては、予測に反映した措置としまして、利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保するとしてございます。工事の完了後につきましては、予測に反映した措置として、計画道路の南端部に「よこやまの道」の代替路を整備。代替路は土系舗装を行うとともに、景観に配慮した柵を設置、自然との触れ合い活動の場への影響の

低減を図るとしてございます。

461 ページをお願いいたします。

評価でございます。

評価の指標は、工事の施行中と完了後において自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこととしてございます。

評価結果でございます。工事の施行中についてですが、工事の施行中は、改変部において利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保してございます。改変部外の「防人見返りの峠」等は現状のまま改変はございません。

自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度については、「よこやまの道」の一部が計画道路の拡幅工事により改変されますが、改変部には利用者の安全に配慮した迂回路を確保することから、自然との触れ合い活動の場の消滅はございません。改変の程度については、「よこやまの道」の延長約 10km に対して 100m 程度であること、および迂回路の確保により影響は小さいと予測してございます。したがって、工事の施行に伴う影響は小さいと予測してございます。なお、「よこやまの道」への影響が小さいことから、「よこやまの道」が含まれる「多摩・三浦丘陵広域連携トレイル」への影響も小さいと予測してございます。

自然との触れ合い活動の場の持つ機能につきましては、工事の施行中には、改変部に利用者の安全に配慮した迂回路を確保、改変部外の「防人見返りの峠」等は改変されないことから、散歩、ランニング、自転車及び犬の散歩等の利用が可能であり、自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度への影響は小さいと予測してございます。

改変部周辺の現道から自然との触れ合い活動の場までの利用経路としましては、改変部の東側の利用経路、改変部の既設擁壁脇からの利用経路及び改変部より西側の利用経路がございいます。改変部の既設擁壁脇からの利用経路はなくなりますが、迂回路及び改変部の東側からの利用経路を確保すること、改変部より西側の利用経路は改変されないことから、工事の施行に伴う影響は小さいと予測してございます。

以上のことから、工事施行中の評価の指標を満足してございます。

462 ページをお願いいたします。

工事の完了後につきましては、計画道路の南端部に「よこやまの道」の代替路を約 100m 整備。代替路には土系舗装を行うとともに、景観に配慮した柵を設置するとしてございます。改変部外の「防人見返りの峠」等は現状のまま改変されないとしてございます。

3つの予測事項である自然との触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度、それから自然との触れ合い活動の場の持つ機能、それと、自然との触れ合い活動の場までの利用経路につきましては、施行中と同様、いずれも影響は小さく、評価の指標も満足するとしてございます。

環境配慮目標の達成の程度につきましては、自然との触れ合い活動の場における環境配慮目標は、多摩地域から三浦半島に至る市域を越えた散策路等である「緑と水景の広域連携トレイル」を分断しないように配慮。代替路は土系舗装を行うとともに、景観に配慮した柵を設置し、自然との触れ合い活動の場への影響の低減を図るとしてございます。

本日の資料5ページにお戻りください。

都民等の意見はございませんでした。

関係市長等の意見については、次の6ページをお願いいたします。

関係市長等の意見につきましては、多摩市、稲城市、町田市の3市の市長からの御意見はございませんで、川崎市長からは、「工事の施行中は、環境保全のための措置として、計画道路の改変部において利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保するとしているが、安全確保には十分に配慮するとともに事前に工事スケジュールの周知を図る必要がある。」という御意見をいただいております。

5ページにお戻りください。

以上を踏まえまして、小堀委員に項目検討をお願いいたしました結果、御意見なしということでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、小堀委員、補足することがございましたら、お願いいたします。

○小堀委員 特にございません。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、自然との触れ合い活動の場につきましては、「意見なし」といたします。

ありがとうございました。

○柳審議会会長 すみません。その他で何か質問していいですか。

○町田部会長 それでは、その他で会長のほうから質問がございます。

○柳審議会会長 この特例環境配慮書なんですけれども、評価については、複数案について、総括表的なものをつける必要があると僕は思っているんですね。それで、それは技術指針に個別事業の第3章で、28ページに書いてあるように、こういったA案、B案の環境影響の程度と目標達成、創出について、こういう形でちゃんとわかるようにしてほしいと。細かく書くのはいいんですけれども、細か過ぎて全体が見えない。だから、総括のものを1枚つけてほしいという要望です。そうすると、A案、B案がどう違うのかということがよくわかりますし、また、社会経済的な要素から評価してもいいんですけれども、それも総括表みたいに1枚つけていただいて、項目ごとにぱっと見てわかるというやつをつけないと、個別のものばかり書いてあるのでわかりにくい。どっち側がどうなっているのかという、優位がわからないですよ、いちいち読まないといけない。これはちょっと不親切なので、技術指針の28ページのようなものを1枚つけてほしいということです。そのことについては、28ページを参照しろというのは、特例環境配慮書をつくるときには、それを見てくださいというふうに書いてありますから、それを参考にしてつくってくださいということを事務局からちょっと、もういなくなっちゃったので、言っていたきたいんですけれども、お願いいたします。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。

総括表ですね。先ほどの谷川委員の御意見にも関係するかと思います。

○森本アセスメント担当課長 確認させていただきたいんですが、会長のおっしゃっていることは、特例環境配慮書の15ページから18ページまでのような、このような表だというイメージでしょうか。

○柳審議会会長 そうですね。個別項目のところの総括と、それから社会経済的な要素で見てもいいので、それに対する総括というものを、1枚でぱっと見れば、A案とB案というのはどういうふうになっているのかとすぐわかりますよね。◎、○、－とかですよ、△とか、そういう記号であらわすことができるようになっているので、そうやってあらわしているわけですよ。1枚ですぐ全部がわかるというようなものをつくったらいいという点、総括表みたいなもので、それがあれば、あとは個別的にどうなっているのかというのを見ていけばいいので、これは都民が見たってわからないんですよ、全部見なければわからないというのがやはりちょっと不親切なものなので。整理しなさいと言っていますよね。整理例を出しているわけですから、その整理例のようなものをつくってくださいということです。

○町田部会長 よろしいですか。

次の案件に入ってしまいまして、事業者がいなくなってしまうまして、よろしくお伝えを願いたいと思いますけれども。

それでは、改めまして、「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、日影について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 はい、わかりました。

それでは、お手元にごございます水色の環境影響評価書案、こちらでございまして、こちらに沿いまして御説明をさせていただきます。

それでは、環境影響評価書案の 149 ページをお開きください。日影でございまして、149 ページでございまして。

日影ですが、まず現況調査でございまして、調査事項といたしましては、日影の状況でありますとか、あと日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などの状況、あと既存建築物の状況などとしてございまして。

(2) 調査地域でございまして。調査地域は、計画建築物の規模及び地域の状況を考慮し、計画建築物による日影が生じると予想される地域としてございまして。

それでは、150 ページをお開きください。150 ページでございまして。(3) 調査方法です。

まず、日影の状況でございまして、国土地理院の地形図や、あるいはゼンリンの住宅地図などの既存資料の整理・解析及び現地踏査によって調査をしております。

また、主要な地点における日影の状況というものを選定してございまして、天空写真を撮影する方法により把握してございまして。

それにつきましては 151 ページをご覧ください。天空写真の撮影地点でございまして、計画建物による日影が生じると予想され、かつ、不特定多数の人の利用がある 4 地点、こちらの 151 ページで申しますと、a から a、b、c、d の 4 地点を選定してございまして。

それでは、152 ページをお開きください。

その他の調査事項でございまして、2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況から既存建築物などの状況、あと法令による基準など、これらにつきましては、既存の法令、あるいは資料に基づき調査をしております。

それでは 152 ページ、(4) 調査結果でございまして。

日影の状況でございまして。こちらの下の方の表 7.3 - 4 のほうをご覧くださいませうでしょうか。

こちらは、天空写真の撮影地点、それと日影の時間をそれぞれ示してございます。a、b、c、dの4地点における夏至と春・秋分及び冬至の日影の状況を示してございます。

それでは、153 ページをお開きください。

2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況でございます。

それでは、157 ページをお開きください。

今回、特に配慮すべき施設等の状況として選定してございますのは、まず図の中ほどに、計画地でございますけれども、計画地敷地周辺には、計画地の北東側にNo.14の虎ノ門いきいきプラザ（とらトピア）及び虎ノ門高齢者在宅サービスセンターというのがございます。あと計画地の北西側に大きな虎の門病院がございます。

もう一つ、計画地のすぐそばにあるNo.64、仙石伯耆守邸跡ですが、こちらの文化財につきましては、既存建物内にあり、日影の影響を受けることはないとしてございます。

それでは、159 ページをお開きください。159 ページでございます。

既存建築物の状況、地形の状況、土地利用の状況につきましては、それぞれを図に示したところがございます。

6) 法令による基準等についてでございます。こちらにつきましては162 ページのほうをご覧ください。

162 ページの図では、真ん中に黒い線で囲まれたのが計画地でございます、そのほか緑色、あるいは青色、こちらのほうが日影規制を受ける地域を示してございます。計画地周辺によっては、計画地の北東にある大きな緑色の日比谷公園と、あと計画地の南東側にあります青色で示されました、これが愛宕山、もう一つ、敷地の南側500mのほうに大きな緑色でかいてございます芝公園、こちらのほうが日影の対象区域となっております。

なお、ほとんど塗られていないところ、計画地の位置する虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目と、あと計画地周辺の霞が関一丁目、三丁目、内幸町などにつきましては、日影の規制地域に指定されていないという地域でございます。

それでは、163 ページをお開きください。163 ページ、予測でございます。

まず、(1) 予測事項でございますが、冬至日における日影の範囲、あるいは日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度、また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化について予測をしております。

(2) 予測の対象地点としては、計画建築物の日影が最も長くなる冬至日としてございます。

(3) 予測地域でございますが、冬至日における 8 時～16 時までには日影が生じると想定される範囲としてございます。

(4) 予測方法でございます。

冬至日における日影の状況の変化の程度でございますけれども、8 時～16 時の時刻別日影図、あるいは等時間日影図、これを作図する方法を用いております。予測に用いた条件としては、平均地盤面から 4m 上がりとしてございます。

それでは、予測の方法の 2) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度、これにつきましては、現況の天空写真に計画建築物の射影を合成した天空写真を作成し、これに時刻点及び太陽軌道を記入する方法で予測をしております。

それでは、164 ページをお開きください。164 ページ、(5) 予測結果でございます。

冬至日における日影の状況の変化の程度でございますが、こちらにつきましては、次の 165 ページをご覧ください。

こちらは、平均地盤面から 4m の高さにおける冬至日の時刻別日影図でございます。8 時～16 時の時間帯で日影が及ぶ範囲、こちらは計画地の敷地境界から 8 時で北西側約 1,900m、あと午後 2 時、14 時で北側の約 430m の霞が関三丁目を経て、午後 4 時、16 時には北東側約 1,900m 離れた丸の内二丁目に及ぶ範囲と予測をしております。

それでは、次の 167 ページをお開きください。今度は等時間日影図でございます。

こちらをご覧くださいますと、4 時間以上の日影が及ぶ範囲、こちらは計画地北側の敷地境界から約 100m 程度の範囲に及んでおります。また、計画建物により 1 時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地敷地境界の北西約 400m～北東約 530m の範囲にありまして、日影規制のない範囲内におさまると予測をしております。

それでは、引き続き 167 ページですが、ご覧いただきますと、特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度でございます。この 167 ページには、特に配慮すべき施設等につきまして、虎ノ門いきいきプラザであるとか、あるいは虎の門病院の位置も記載しております。

まず、虎ノ門病院の南東側においては 4 時間前後、虎ノ門いきいきプラザ、虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの南西側において 1 時間前後の日影が及ぶと予測しております。また、計画地北側にあります江戸城外堀跡の一部及び銅鳥居・百度石と書かれておりますけれども、こちらに 1～2 時間程度日影が及ぶと予測をしております。

それでは、168 ページをお開きください。

下の表 7.3 - 8 をご覧いただきたいのですが、こちらは計画建物による日影の状況を予測したものでして、主要な a～d の地点における日影の状況の変化を表にまとめたものでございます。

まず地点 a ですが、こちらは新しい虎の門病院のすぐそばですけれども、夏至日において約 50 分、春・秋分において約 1 時間 10 分、計画建物による日影が増加するとしてございます。

次に地点 b でございますが、こちらは、今の古い虎の門病院のそばからのものなんですけれども、こちらの「現況からの変化量」という表の一番右側を見ていただきたいのですが、こちらをご覧いただきますと、春・秋分において約 1 時間、冬至日において約 10 分、計画建物による日影時間が増えるとしております。

次に No.c でございますが、こちらは先ほどの日影に配慮すべき施設の虎ノ門いきいきプラザのそばからの日影の状況ですが、夏至日において約 2 時間 20 分、日影時間が増えるとしております。

最後の d ですが、d というのは、これは日比谷公園から見た日影の状況ですけれども、こちらの表を見ていただくと、夏至日、春・秋分、冬至日においては計画建物による日影時間の増加はないと予測してございます。

それでは、173 ページをお開きください。173 ページ、環境保全のための措置でございます。

まず、予測に反映した措置としては、西側に存在する虎の門病院への日影の影響を低減するため、計画建物は計画地西側敷地境界から極力セットバックする計画としてございます。

最後、7.3.4 評価でございます。

まず、(1) 評価の指標ですけれども、こちらは東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制としてございます。

(2) 評価でございます。

今回の計画建物により日影が生じると予測される範囲は、先ほど等時間日影図でお示しした範囲に及ぼすとしておりますが、日影規制指定区域である日比谷公園には、日影規制である 5 時間または 3 時間以上の日影は及ばないと予測してございます。

また、計画地周辺地域、特に西側に存在する虎の門病院への日影の影響を低減するため、今回の建物については計画地西側敷地境界から極力セットバックする計画としてございます。

これにより、冬至日において計画建物による 4 時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考えるところでございます。

説明は以上でございます。

それでは、審議資料の7ページをご覧ください。資料2-1の審議資料でございます。

今回、都民の主な意見は別紙のとおり、関係区長の意見は別紙のとおりとなっておりますので、審議資料の8ページをご覧ください。

都民の主な意見でございます。

国道1号線を跨ぐ当該跨道橋は幅が広く、橋の下に光が入らず、大きな影を作ります。

上記の大きな影が出現する事により景観が全く阻害されてしまいます。他3つの跨道橋も同じく影を生み、虎ノ門2丁目付近に4つもの影が出現することになります。東西、南どこを見渡しても至近距離に跨道橋が視界を遮り、見通しの悪い、影がある、暗い、圧迫感のある街となります。

という意見をいただいております。

関係区長の意見としては、港区長からは意見なし、千代田区長からは、評価書案のとおり対応されたいとなっております。

それでは、お手元に薄い見解書があると思いますが、そちらの30ページをお開きください。

見解書の30ページでございますが、こちらの影の生成というところですね。こちらのほうが都民からの意見となっております。今回、事業者の見解としては、デッキの下が暗くならないよう、今後、デッキ及び建物低層部の照明計画などを検討するとしておりまして、デッキを含めた計画建物により日影は生じますが、日影規制指定区域である日比谷公園には、日影規制である5時間または3時間以上の日影は及びませんという見解をいただいております。

すみません、また7ページにお戻りください。

これらを踏まえまして、義江委員に項目検討をお願いしましたところ、今回、「意見なし」とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。

義江委員、補足することがございましたらお願いいたします。

○義江委員 都民の方から、跨道橋の下が暗くなるという御意見があったということですが、事業者の見解として、デッキ下の照明計画を検討しますとか、それからこのデッキのところは日影規制指定区域ではございませんので、特に問題ないというふうにいたしました。意見なしといたしました。

○町田部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、御出席の委員の皆様から御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、日影につきましては意見なしといたします。

次に、景観について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、引き続きまして虎ノ門一丁目・二丁目地区の環境影響評価書案 217 ページをお開きください。景観でございます。

まず、現況調査でございますが、(1) 調査事項及び選択理由でございますけれども、まず、地域景観の特性、あと代表的な眺望地点及び眺望の状況、圧迫感の状況、土地利用の状況などとなっております。

(2) 調査地域でございます。

計画地周辺では、16 階建て以上の高層建物が複数立地をしているところですが、計画建物の最高高さが約 260m であることから、遠方からの眺望も可能であるとしております。近景、中景、遠景の尺度は、対象とする建築物等の細部や色彩がよくわかる範囲を近景域、対象とする建築物等の全体や大きさがわかる範囲を中景域、それ以遠を遠景域というふうに設定してございます。

(3) 調査方法でございます。

地域景観の特性、あとほかの圧迫感の状況であるとか土地利用の状況、あるいは法令による基準等、これらにつきましては、既存の資料の整理、あるいは解析により現地踏査、これらにより調査をしてございます。

次に、代表的な眺望地点及び眺望の状況でございます。

219 ページをご覧ください。219 ページでございます。

こちらは、計画建築物を眺望することが可能と予想される場所、地域の主要な景観構成要素を眺望することが可能な場所、不特定多数の人の利用や滞留度の高い場所、及び周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等と考えられる地点として、219 ページにあります No.1～No.10、これらの地点を設定してございます。

一番小さい円のところに位置しているのが近景域でありまして、真ん中の円のところが中景域で、一番外側の円からさらに遠いところを遠景域というふうに設定をしてございます。

それでは、220 ページをお開きください。

次に、調査してございます圧迫感の状況でございますが、こちらは 221 ページ、こちらの

図のほうをご覧ください。

圧迫感の状況につきましては、天空写真を撮影し、圧迫感の指標の一つである形態率を算定することによる手法を用いてございます。

こちらの天空写真の調査地点、221 ページのNo.1、No.2、No.3、No.4、こちら 4 地点につきましては、工事の完了後に多くの人々が往来すると考える計画地に隣接した道路上の 4 地点としてございます。

それでは、222 ページをご覧ください。(4) 調査結果でございます。

まず、地域景観の特性でございますが、こちらの地域ですけれども、再開発が何件か進行中であり、既に都市化が進み、戸建て住宅はほとんどないといったエリアでございます。建物の状況としては、高層建築物を中心とし、低層から超高層までの建物が混在する都市景観を形成しているというような地域でございます。

代表的な眺望地点及び眺望の状況、また、圧迫感の状況につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、223 ページをご覧ください。

都市の景観の保全に関する方針等でございますが、これらにつきましては、まず、東京都景観計画がございまして、あと次の港区景観計画がございまして、

こちらの港区景観計画の下から 5 行目からご覧いただきたいのですが、計画地の一部は環状 2 号線周辺景観形成特別地区に含まれているということで、景観形成の方針として、①次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する、②憩いとにぎわいを感じる、歩いて楽しい街並みを育てることが方針として示されている事項でございます。

それでは、225 ページをお開きください。

225 ページの上からでございますが、また、港区景観計画では、今回の建物もそうなんです、商業用途地域で高さ 25m を超えるもの、または延べ面積が 3,000m² 以上の建物の新築などにつきましては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項というものを定められておまして、港区の景観条例に基づく届け出を義務づけているところでございます。

それでは、226 ページをご覧ください。

7.6.2 予測でございます。予測事項が 3 つございます。

主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、これが 1 つ目です。2 つ目としては、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、3 つ目として、

圧迫感の変化の程度としております。

(2) 予測の対象時点ですが、建設工事が完了する時点としております。

(3) 予測地域でございますけれども、先ほどお示した現況調査の調査地域及び調査地点としてございます。

(4) 予測方法でございます。

先ほどの3つに対する予測方法ですが、景観の構成要素の改変の程度につきましては、現況調査の結果及び事業計画の内容を重ね合わせ、計画建物による地域景観の特性の変化の程度を定性的に予測しております。

2つ目の眺望の変化の程度ですが、現況写真に計画建物の完成予想図を重ね合わせるというフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較を行うことで代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を予測しております。

3つ目の圧迫感の変化の程度につきましては、こちらも現況の天空写真に計画建物の完成予想図を合成した天空写真を作成し、圧迫感の変化の程度を予測しております。

それでは、227ページをお開きください。(5) 予測結果でございます。

まず、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度でございますが、本事業の計画建物は、虎ノ門ヒルズ、あるいは近くで施行中の虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業、これらによる高層建築物に新たな景観要素の一部として加わるということで、当該地区の景観と調和するものと予測しております。

それでは、16ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの完成予想図ですけれども、この中央部の下のピンク色の部分、こちらが交差点になっておりますが、ここに虎ノ門新駅（仮称）が予定をされています。

それでは、また227ページにお戻りいただきまして、虎ノ門新駅（仮称）との一体開発に伴う開放的でシンボリックな駅広場の整備、あるいは赤坂・虎ノ門緑道の整備に貢献し、周辺の既存緑地とのネットワーク化を図ることで、次世代の東京の顔となる品格ある街並み景観を創出することができると予測をさせていただきます。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございますが、こちらは228ページをお開きください。

こちらが、まず、虎ノ門交差点からの眺望の変化の程度でございます。一番上が現況写真で、真ん中が工事の完了後、一番下が、計画建物がよりわかるように色を変えているものでございます。これをご覧くださいませと、中央の虎ノ門琴平タワーに重なるように計画建物

が出現するというふうになります。計画建物の出現により、現状よりも建造物の割合が増加するとしております。既存の建築物とともに都市的な景観要素の一部となると予測してございます。

次に、No.2の地点でございますが、こちらは229ページをご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、右側のJTビル、一番下の図で見ていただくとわかるのですが、右側のJTビルに重なるように計画建物が出現するとしております。計画建物の出現により、現状よりも建造物の割合は増加するとしております。既存の建築物とともに、やはりこちらも都市的な景観要素の一部となると予測をしてございます。

次に、230ページをお開きください。

こちらは愛宕一丁目交差点から見た図でございます。虎ノ門ヒルズのほうから見た図でございます。こちらをご覧くださいますと、同じく既存の建物とともに都市的な景観要素の一部とこの計画建物がなると予測をしてございます。

続きまして、231ページをご覧ください。

こちらも近景域、南桜公園からの眺望の状況ですが、こちらも同じく都市的な景観要素の一部となるとしてございます。

それでは続きまして、233ページをお開きください。

こちらはちょっと離れまして、中景域からの眺望の状況の変化の程度ですが、こちらは日比谷公園から見た図でございます。一番下の図を見ていただくと、計画建築物が少しだけ、上のほうだけ見えるような状況ですが、やはりこちらも先ほどと同じように、計画建物は既存の建築物とともに都市的な景観要素の一部となり、周辺の建築物と調和するというような状況でございます。

すみません、それでは238ページをご覧ください。238ページでございます。圧迫感の変化の程度でございます。

こちらは、先ほどの4地点について調査をしたものでございますが、下の表7.6-5をご覧ください。

こちらを見ていただきますと、形態率の変化の程度をお示ししたものでございますけれども、地域全体の形態率の変化ですが、No.1の地点で、地域全体C-Aのところでも6.6%、No.3の地点で5.1%増加をしております。No.2の地点では逆に10.7%減少しており、No.4の地点でも逆に1.2%減少しています。もともと既存建物が非常に立て込んだところですので、これらを解体して新しい建物を建てているところなんですけれども、場所によっては、逆に形態率

が減少しているところもあるという状況でございます。

それでは、243 ページをお開きください。243 ページ、環境保全のための措置でございます。

まず、(1) 予測に反映した措置としては、虎ノ門新駅（仮称）との一体開発に伴う開放的でシンボリックな駅広場の整備や、赤坂・虎ノ門緑道の整備に貢献し、周辺の既存緑地とのネットワーク化を図ることで、次世代の東京の顔となる品格のある街並み景観を創出するなどとしてございます。

(2) 予測に反映しなかった措置でございます。

まず、沿道に高木等を植栽することにより周辺の街並みに調和した快適な都市空間をつくらせております。

2 つ目には、計画建築物の色彩等の検討においては、港区景観計画に示される大規模建築物・工作物の色彩基準に配慮するなどとしてございます。

下の 3 番目には、計画地内の歩行者空間には、高木・低木等の植栽を配置することで計画建築物による圧迫感の低減を図るとしております。下の図の 7.6 - 6 のパースを見ていただくとイメージがつかめるかなと思います。

それでは、244 ページをご覧ください。評価でございます。

まず、(1) 評価の指標です。

評価の指標としては、地域景観の特性の変化の程度及び眺望の変化、これらにつきましては、東京都景観計画で掲げられている「首都にふさわしい景観の形成」、あるいは港区景観計画で指定されている環状 2 号線周辺景観形成特別地区で掲げられている景観形成の方針の「次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する」を評価の指標としています。また、圧迫感の変化の程度については、「圧迫感の軽減を図ること」としてございます。

(2) 評価でございます。

まず、3 つございますが、一番目の主要な景観の構成要素の改変の程度、それによる地域景観の特性の変化の程度でございますが、本事業の計画では、予測では虎ノ門ヒルズや虎ノ門一丁目地区の再開発事業、これらが高層建築物群の新たな景観要素として加わり、高層建築物群が調和した当該地区の景観に一致する計画とするとしております。

また、虎ノ門新駅（仮称）との一体開発に伴う開放的でシンボリックな駅広場の整備、これらによりまして、次世代の東京の顔となる品格ある街並み景観を創出することができると予測しております。

以上のことから、評価の指標を満足するものと考えましてでございます。

次に、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございます。

近景域においては、計画地東側に位置する虎ノ門ヒルズとあわせ、都市的な景観要素の一部となると予測しております。中景域においては、計画建築物は高層建築物として認識され、都市的な景観要素の一部となるものとしております。虎ノ門ヒルズなどの周辺の高層建物と調和するものと予測しております。遠景域においては、計画建築物がわずかに眺望できるが、スカイラインの変化は少なく、既存の高層建築物群と調和するものと予測しております。

以上のことから、評価の指標を満足すると予測しております。

次に、圧迫感の変化の程度でございます。

計画地及びその周辺は、低層から超高層の建物が混在する地域となっております。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は最大でも虎の門病院地点の6.6%、これをポイントに評価書では修正をさせていただきたいのですが、6.6%であるとしております。さらに圧迫感の軽減のために植栽を配するなどの景観上の配慮を行う計画としております。

以上のことから、評価の指標を満足すると考えましてでございます。

説明は以上でございます。

それでは、審議資料の9ページをお開きください。審議資料、資料2-2の9ページでございます。

都民の主な意見は別紙のとおり、関係区長の意見は別紙のとおりとなっております。

それでは、10ページをお開きください。都民の主な意見でございます。

虎ノ門地域は環状2号線の出現により、街の景観も破壊され、町会コミュニティも既に分断されてしまっております。上記3つの跨道橋（虎ノ門ヒルズ両脇のビル間2つの跨道橋（区道）及び環状2号線をまたぐ跨道橋（都道））に加え、新たに国道1号線の上空に4つ目の当該跨道橋が建設されるとなると、100m四方に4つもの跨道橋が出現する事となり、街の景観を大きく阻害、破滅的な光景となります。ここは宇宙基地ではありません。

東西、南どこを見渡してもこれら跨道橋により視界が遮断され空、街を見通しできなくなり心理的圧迫、ストレスも生じさせます。

今回業者が説明会時に出された近景域と称する景観の写真はかなり離れた虎ノ門の交差点からの撮影であり、肝心の跨道橋がどこにあるかも認識できない写真でした。これは東京都環境条例——これは、こういう条例は存在してございませんが、原文のままを今読ん

でおります——東京都環境条例の近景（建物の素材、デザイン、色等が識別できる距離）に違背しております。

業者が故意に跨道橋を隠して“景観阻害は無い”として、明らかに地元住民を騙した詐欺行為です。同環境影響評価書案にも住民目線の写真は1枚もありませんでした。このプロジェクトの景観阻害のポイントはビルの高さ、大きさではなく（我々の関知する処ではない為）、国道を跨ぎ、我々の視界に飛び込んでくるこの跨道橋の存在です。景観の専門家ですら、このプロジェクトの景観問題はこの跨道橋であると指摘するはずです。

虎ノ門2丁目交差点から撮影すれば全て認識でき、景観が阻害され、圧迫を感じる実態を反映できます。景観阻害隠ぺいを企む業者のこうした体質、姿勢は正義に悖るものとなります。

こちらにつきましては、見解書の56ページをお開きください。こちら、56ページをご覧いただきますと、景観阻害ということで、今回都民の方の意見が記載をされております。

それに対する事業者の見解でございますが、今回、景観の地点の選定の考え方としては、東京都環境影響評価技術指針に則り、不特定多数の人が利用する場所である銀座の虎ノ門駅がある交差点として虎ノ門交差点を選定しておると。虎ノ門二丁目交差点については、計画建築物に対し至近距離に位置するため、計画建築物の全体が眺望できないことから、全体の眺望景観の変化を予測できないため、虎ノ門交差点を選定いたしました。なお、眺望景観については、デッキも含めて景観モンタージュを描いています、としております。

また、景観については、同指針に則り代表的な地点からの眺望の変化とともに、虎ノ門三丁目交差点などから天空写真を用いた形態率で圧迫感の変化の程度を予測・評価しています。本計画地は、既存建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率への影響は小さいと考えられます。景観モンタージュについては、下から仰ぎ見たものではなく、人の目線を考慮し水平に撮影した写真をもとに描いたものです、との見解を示しております。

また、見解書の27ページのほうをご覧いただきたいのですが、27ページ、今回都民の方からの意見、歩道橋のそもそもの存在について意見をされているんですが、それに対しての事業者の見解が右に述べられております。こちらの右側の見解に、下から3パラグラフ目をご覧いただきたいんですが、「また、エレベーターの設置等」のところでございます。景観について、ここで事業者からの見解に触れられておまして、「エレベーターの設置等により高齢者」というこのパラグラフの4行目、「加えて、港区景観計画を踏まえ、建築物本体との調和を図り周囲からの見え方に配慮した計画としていきます」ということで、景観にも配慮し

たものとしていきますという事業者からの見解でございます。

これらを踏まえまして、審議資料の資料 2-2、9 ページをお開きください。

都民の主な意見は以上のとおりでした。

関係区長からの意見としては、港区長からは意見なし、千代田区長からは評価書案のとおり対応されたいということでございます。

今回、担当の義江委員に検討をお願いしたところ、今回、検討結果は「意見なし」とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

義江委員、何か補足事項ございましたらお願いします。

○義江委員 評価書案としては意見なしというふうにいたしました。近隣住民の方からデッキの近景に関して非常に懸念されているという御意見が出ておりますので、事業者の方には近隣の方に十分な説明をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

委員の皆様から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは特に意見がないようですので、景観につきましては意見なしといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、説明をいたします。

審議資料の 11 ページをお開きください。資料 2-3 でございます。「(仮称) 虎ノ門一、二丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について(案)でございます。

第 1 審議経過でございます。

本審議会では、平成 29 年 11 月 28 日に「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、13 ページをご覧くださいと記載がされております。

なお今回は、都民の意見を聴く会なのですが、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかったという状況でございます。

それでは済みません、また 11 ページに、お戻りいただけますでしょうか。11 ページ、第 2 の審議結果でございます。

本議案の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行ったものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

まず、大気汚染です。

1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については、環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

2 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予想結果は環境基準値を満足しているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

12 ページをお開きください。風環境でございます。

将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めて A-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

としてございます。

以上でございます。

○町田部会長 読み上げをしていただきましたけれども、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告をいたします。

本日本予定をしました審議は全て終了いたしましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようです。これで第一部会を終了させていただきます。

皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方、御苦労さまでした。退場していただければと思います。

(傍聴人退場)

(午後 0 時 00 分閉会)